

別表1 免除期間

損 害 の 程 度	第1号被保険者の属する世帯の 前年中の合計所得金額		
	500万円以下	500万円超 750万円以下	750万円超 1000万円以下
7割以上 (全壊・全焼)	12か月	12か月	8か月
5割以上 7割未満(半壊・半焼)	12か月	8か月	4か月
3割以上 5割未満(一部損壊・損傷)	8か月	4か月	2か月

別表2 軽減する保険料率

保険料の所得段階			
賦課期日現在（＊）		収入減少後	
保険料段階	保険料率	保険料段階	保険料率
第15段階	2.30	第6段階	1.00
第15段階	2.30	第5段階	0.85
第15段階	2.30	第4段階	0.70
第15段階	2.30	第3段階	0.50
第15段階	2.30	第2段階	0.35
第14段階	2.00	第6段階	1.00
第14段階	2.00	第5段階	0.85
第14段階	2.00	第4段階	0.70
第14段階	2.00	第3段階	0.50
第14段階	2.00	第2段階	0.35
第13段階	1.90	第6段階	1.00
第13段階	1.90	第5段階	0.85
第13段階	1.90	第4段階	0.70
第13段階	1.90	第3段階	0.50
第13段階	1.90	第2段階	0.35
第12段階	1.80	第6段階	1.00
第12段階	1.80	第5段階	0.85
第12段階	1.80	第4段階	0.70
第12段階	1.80	第3段階	0.50
第12段階	1.80	第2段階	0.35
第11段階	1.75	第6段階	1.00
第11段階	1.75	第5段階	0.85
第11段階	1.75	第4段階	0.70
第11段階	1.75	第3段階	0.50
第11段階	1.75	第2段階	0.35
第10段階	1.60	第6段階	1.00
第10段階	1.60	第5段階	0.85
第10段階	1.60	第4段階	0.70
第10段階	1.60	第3段階	0.50
第10段階	1.60	第2段階	0.35
第9段階	1.50	第6段階	1.00
第9段階	1.50	第5段階	0.85
第9段階	1.50	第4段階	0.70
第9段階	1.50	第3段階	0.50
第9段階	1.50	第2段階	0.35
第8段階	1.25	第6段階	1.00
第8段階	1.25	第5段階	0.85

第 8 段階	1.25	第 4 段階	0.70
第 8 段階	1.25	第 3 段階	0.50
第 8 段階	1.25	第 2 段階	0.35
第 7 段階	1.10	第 6 段階	1.00
第 7 段階	1.10	第 5 段階	0.85
第 7 段階	1.10	第 4 段階	0.70
第 7 段階	1.10	第 3 段階	0.50
第 7 段階	1.10	第 2 段階	0.35
第 6 段階	1.00	第 5 段階	0.85
第 6 段階	1.00	第 4 段階	0.70
第 6 段階	1.00	第 3 段階	0.50
第 6 段階	1.00	第 2 段階	0.35
第 5 段階	0.85	第 4 段階	0.70
第 5 段階	0.85	第 3 段階	0.50
第 5 段階	0.85	第 2 段階	0.35
第 4 段階	0.70	第 3 段階	0.50
第 4 段階	0.70	第 2 段階	0.35
第 3 段階	0.50	第 2 段階	0.35

ただし、所得減少軽減を適用すると不利になる場合は、この軽減を適用しない。

\* 賦課期日後に第 1 号被保険者資格を取得した場合は、当該資格取得日現在

別表3 基準適用後の保険料額

保険料段階	軽減後
第4段階	条例第8条第1項第3号に定める額の2分の1 (公費による軽減を行う前の第4段階保険料額 の2分の1)
第3段階	
第2段階	
第1段階	

ただし、生活困窮者軽減を適用すると不利になる場合は、この軽減を適用しない。